

鶴田町障害者活躍推進計画に基づく取組の実施状況

障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第7条の3第6項の規定に基づき、令和5年度における障害者活躍推進計画の取組の実施状況について、以下のとおり公表します。

評価年度	令和5年度
目標に対する達成度	①採用に関する目標（令和4年6月1日時点） 目標：（各年度）当該6月1日時点の法定雇用率（2.6%）以上 実績：実雇用率 1.73%（不足数1人）
	②定着に関する目標 不本意な離職は生じていない。
取組内容の実施状況	①障害者の活躍を推進する体制整備 ○障害者雇用推進者として総務課長を選任している。 ○障害者である職員の相談窓口を総務課人事行政班に設置している。
	②障害者の活躍の基本となる職務の選定・創出 ○身体障害等により従来の業務遂行が困難となった障害のある職員からの相談事例はなかった。相談があった場合は、労働局に相談しつつ、負担なく遂行できる職務の選定及び創出について検討することとしている。
	③障害者の活躍を推進するための環境整備・人事管理 ○人事評価面談や日常的な声かけ等により、障害のある職員に対して、体調や必要な配慮等の有無の把握に努めた。